

第 章 連携・協働の推進に向けて

1 推進エンジン(推進会議と運営組織)の設置

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働を推進するための機関として、「推進エンジン」を設置します。推進エンジンは、運営上は区から独立した機関であり、「推進会議」と「運営組織」とで構成されます。

(1) 条例による設置

推進エンジンは、新しく設置される機関であり、既存の制度では位置づけにくいものです。十分な役割を果たしていくために、「(仮称)連携・協働推進条例」(後述)によって設置されるものとします。

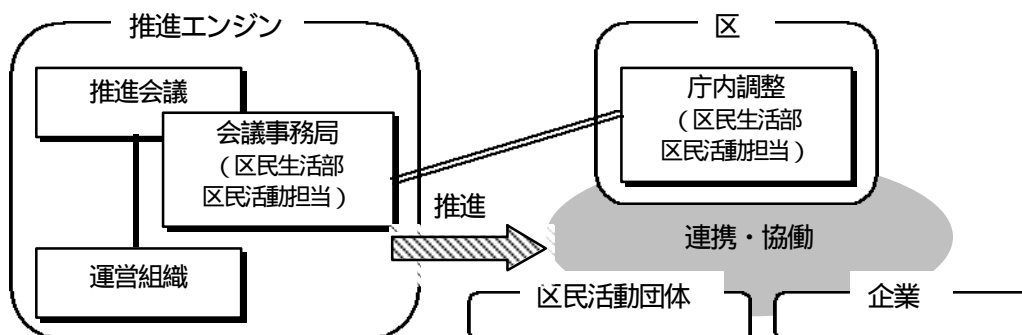
(2) 推進会議の設置

推進会議は、大田区全体の視野に立って、連携・協働のあり方や状況について審議する機関です。区、区民活動団体、企業、区民で構成される第三者機関とします。事務局は、連携・協働の庁内における調整機関でもある、区民生活部区民活動担当が担います。推進会議は、具体的には、次のような機能を持ちます。

- ・「(仮称)連携・協働推進計画」の立案および進捗状況の監視。
- ・各セクターへの連携・協働のための助言。
- ・連携・協働の際に生じたトラブルの審査。
- ・既存の制度の点検。
- ・新たな制度の提言。
- ・「(仮称)区民活動支援基金」(後述)の助成先審査。
- ・その他連携・協働の推進のために必要なこと。

(3) 運営組織の設置

運営組織は、推進エンジン内に設けられた連携・協働の推進のための各種システムを、運営する機関です。運営組織のメンバーは、区民や区職員で新たに組織することも、NPO 支援の活動をしている NPO(中間支援 NPO) に委託することも考えられます。どのようなシステムを推進エンジン内に設けるかは、「2 連携・協働を推進するための方策」をもとに検討が必要です。



2 連携・協働を推進するための方策

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働を推進するため、特に区民活動団体を支援するために取り組むべき方策には、以下のようなものが考えられます。これらは、推進エンジン、区、区民活動団体、企業がそれぞれに、あるいは役割分担をして取り組んでいきます。

(1) 情報の収集・整理・提供

大田区に関わる区民活動団体の情報や、区や企業が連携・協働によって取り組んでいる事業の情報を、データバンクとして提供します。このデータバンクの構築・運用には、情報管理やセキュリティに配慮するため、推進エンジンが関与します。

また、三つのセクターは、現在実施していること、今後予定していること、他者に協力してほしいことなどを明らかにし、積極的に情報公開・発信することが大切です。このことが、連携・協働のパートナー探しに役立ち、区民の参画や区民活動団体の活性化にもつながります。

(2) 区民活動支援拠点の整備と場所の提供

三つのセクターのうち、区民活動団体は、活動場所に関する課題を抱えています。区民活動団体を支援するために、区が中心となって区民活動支援拠点の整備や場所の提供を行います。

区民活動支援拠点の設置（付章「区民活動支援拠点のあり方」参照）

区民活動支援のための拠点施設を区が設置します。拠点施設は全区的なもの、各地域に身近にあるものなどが考えられます。いずれにしても、施設の運営は、利用者である区民活動団体が参画する形で行われるものとします。すでに一ヶ所、具体的な拠点施設の設置が予定されていますので、付章にて論じます。

既存施設の有効利用

区庁舎、行政センター、特別出張所、学校、児童館、図書館など、区の既存施設を、区民活動団体が利用できる場として見直し、利用しやすくします。また、区施設だけでなく、区内にある東京都や国の施設、自治会・町会会館、企業の会議室、民間集合住宅の集会室などで、区民活動団体が利用できるものを、データバンクで提供します。

事務所提供や賃借料の補助

区民活動団体の多くが専用の事務所を持っておらず、活動の継続性や発展にとって大きな障害となっています。区施設のなかに提供できるスペースがないかをチェックし、積極的に貸し出していくようにします。また、民間から賃借して、区が一定期間、賃借料の一部を補助するなどの自立支援も行います。

区施設の利用の規制緩和

既存施設の有効活用を考える場合、既存の利用目的や利用ルールでは対応できないことが多く発生します。「対応できないから活用できない」ではなく、「活用するために見直し」といった規制緩和の視点が大切です。例えば、区民活動団体が区施設を利用して、自主財源を生み出していき事業展開もできるようにします。

(3) 物品・機材の提供

三つのセクターのうち、区民活動団体は、活動で使う物品や機材の調達の中で、他者の協力を必要としています。区が持つ物品や機材を積極的に提供するとともに、企業などが提供しやすい仕組みをつくります。

(4) 人材の育成

連携・協働を担う人材、特に区民活動団体を担う人材の育成が必要です。各セクターで、連携・協働の視点でものごとを考え、アイデアを形にしていける人材が発掘され、育成されていくことが推進の要となります。NPO 起業セミナーやボランティア研修など、推進エンジンが実施するとともに、様々なセクターの主催でも数多く実施されることが望まれます。また、セクター間でインターンシップの仕組みを取り入れていくとよいでしょう。そのような情報が、区民活動拠点施設やデータバンクを通して提供されるようにします。

(5) 交流機会の提供

区、区民活動団体、企業、区民の交流機会の提供が必要です。日常的には、区民活動拠点施設が担います。また、「(仮称)連携・協働フォーラム」のようなイベントを開催します。このようなイベントは、各セクターや区民の意識高揚になるとともに、情報や経験の交流、ひらめきの機会、パートナー探しなど、多くの効果をもたらします。また、区全体としての連携・協働がどのような状況にあるのか、今後の課題は何かを確かめ合う機会ともなります。

(6) コーディネートと相談

連携・協働による事業の組み立てやパートナーの結びつけを行うコーディネート機能や、各セクターの相談を受けて助言を行う相談機能も必要です。これらは、三つのセクターから独立した推進エンジンが担うものとします。但し、より専門的な課題にも対応できるように、区内外の法律、会計、税金、経営などの専門家をネットワークしておく必要があります。具体的には、データバンクでの専門家情報の提供や、専門家派遣の形で行います。

また、区民活動団体の自立発展のために、事業化支援も行います。

(7) 資金の提供

三つのセクターのうち、区民活動団体は、非営利活動という性格もあり、資金を稼ぎ出すのが容易ではありません。団体の立ち上げや事業の展開など、区民活動団体の自立を支援する資金提供システムが必要です。

基金の創設

区民活動団体が行う事業に資金を助成する「(仮称)区民活動支援基金」を創設します。区民、企業が区民活動団体を自ら支える発想に立ち、区だけでなく区民や企業からの寄付金を財源とします。寄付が促進されるように、税制優遇を伴う仕組みとします。

補助金・助成金

現在でも行われている資金提供のシステムが、区からの補助金・助成金です。しかし、情報提供が不十分であるとの指摘や選定基準の不明瞭さが指摘されています。また、補助金・助成

金を受ける団体が、長年固定化しているといった問題があります。新たな公共課題に取り組む区民活動団体に資金提供されるように見直します。

第三者機関による審査

基金からの助成金、また区からの補助金・助成金は、透明性、公平性を担保しつつ効果的に提供されなければなりません。そのため、第三者機関が審査するものとします。推進エンジン内の推進会議が担うのも一つの方法です。また、資金は、区民活動団体そのものではなく、団体の行う事業に対して提供されるものとします。

(8) 連携・協働による事業の開発

三つのセクターのうち、区民活動団体は、財政基盤が弱いいため、事業収入も欠かせません。区や企業は、すでに実施している事業を区民活動団体との連携・協働で行うとともに、区民活動団体との連携・協働によってこそ可能な事業を新たに開発していくことが望まれます。

3 区の事業を区民活動団体との連携・協働で行う

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働の推進を考えると、区の事業を見直して、区民活動団体との連携・協働によって行うことは欠かせません。

(1) 連携・協働がふさわしい事業領域

区民活動団体との連携・協働は、区のあらゆる事業で行われる可能性があります。連携・協働がふさわしい領域は、以下のようなものが考えられます。

- ・区と提供するものが重なるが、区よりも効率的に提供できる領域。
- ・区と提供するものが重なるが、区よりも提供する種類が豊富な領域。
- ・区が提供していないが、公共性が高く区が協力すべき領域。
- ・区の持つ権限がよりよく使われるような提案のある領域。
- ・本来、区民自身が担うべき、「住民自治」「地域コミュニティ」に関わる共同体的な領域。

(2) 連携・協働による事業の形態

区が区民活動団体との連携・協働で行う事業を、「責任」と「実施主体」という点で類型化すると、次のようになります。連携・協働によって、より効果的に事業を行える形態に移行させていく必要があります。また、安上がり行政のための手段とならぬよう、推進エンジンによる監視がなされることが重要です。

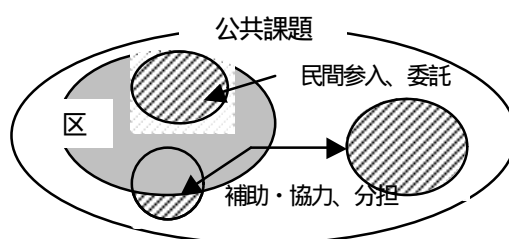
団体主体



区主体

	責任	実施主体
協力型	団体	団体
分担型	団体 + 区	団体 + 区
委託型	区	団体
提案型	区	区

- 協力型 区民活動団体の事業を区が支援する。名義貸しによる後援、団体の自主性を尊重したうえで協力する事業協力など。
- 分担型 区民活動団体と区が全く対等に協働する。共催による実施など。
- 委託型 区の事業を区民活動団体に委託する。事業によっては、企画そのものをプロポーザル方式で公募することがより効果的である。
- 提案型 区民活動団体の提案に基づき区が実施する。法的に区が権限を与えられている事業について、審議会等を設置して区民活動団体や区民の意見を反映することも含む。



なお、コミュニティとしての自治会・町会の役割を、NPO 型の区民活動団体が代替するのは難しい面もありますが、区が自治会・町会に出している事業や補助金・助成金のなかには、NPO が引き受けられるものもあると思われます。

(3) 運営委員会方式の評価

運営委員会方式は、区施設等の運営を、利用団体や一般公募による区民の協議によって行う方式です。すでに、エセナ大田、大田文化の森、子ども家庭支援センターなどで実施されています。それらの先行事例から、運営委員会等が継続的に活動を充実させていくためには、有償スタッフを雇用する必要性が指摘され、一部実施されています。また、もっと独自性や自立性を発揮できるように、事業内容や予算などの面で、改善されるべき課題があります。運営委員会等が特定非営利活動法人（NPO 法人）化するケースについても研究が必要です。

(4) 連携・協働による事業の進め方

区の各部課で、区民活動団体との連携・協働による事業を進めていくためには、優先順位を定めたり、モデル事業に取り組んだりすることも有効です。

優先順位

区の各部課で、区民活動団体との連携・協働による事業を選定するにあたっては、事業の必要性や緊急性、資源の最適配分や効率性を考慮し、優先順位を定めて行います。

モデル事業

先例を重視する区としては、具体的な成果が見えないと、区民活動団体との連携・協働による事業にも取り組みにくいものです。すでに先行的に実施されている事例、条件が整っていて始められる事例を、モデル事業と位置づけ、庁内全体で今後の参考にしていくことにします。

4 区行政が取り組むべきこと

区民活動団体との連携・協働によって区の事業を行えるよう見直す以外にも、区が取り組むべきことがあります。

(1) 区職員の意識改革

連携・協働が必要とされる背景を理解し、連携・協働の一つのセクターとしての区の立脚点を認識していくという意識を醸成するため、区職員に対する啓発、研修等を積極的に行います。このことにより、区と区民活動の協力による新しい行政運営がはじめて実現します。

(2) 庁内調整機関の強化

庁内全体として連携・協働に取り組んでいくためには、縦割り行政との批判を受けがちな、各部局間の連携・協働がなされる必要があります。その庁内調整の機能は、区民生活部区民活動担当が担います。区民活動担当は、条例により設置される推進エンジン内の、推進会議の事務局も担うことから、庁内に対しても強い権限を持つこととなります。

(3) 区政情報の積極的な提供

区政に関する情報を、区民活動団体や区民が入手しやすい方法で提供します。連携・協働により進行している事業、今後予定している事業、補助金・助成金などの情報を、様々な区施設等での掲示、ホームページや区報など、いくつもの媒体を使って提供します。

(4) 区民活動団体、企業との付き合い方のルール確立

区は公平性の原則から、特定の区民活動団体や企業との付き合いを回避する立場をとっています。その基本姿勢は、今後も変わらず重要なものです。しかし、連携・協働を推進していくためには、積極的に区民活動団体や企業と付き合いしていくことも重要で、そのルールを確立します。

(5) 教育委員会・学校の関与

教育委員会・学校行政は、他の行政部門から独立性を持った位置にありますが、連携・協働においては区の一部です。地域にあまねく存在する区立小中学校は、連携・協働のための場所として活用できます。また、区民活動団体を担う人材など、連携・協働のための自立した区民を育成する、教育の場ともなります。

5 区民活動団体は連携・協働の視点から活動を見直そう

区民活動団体は、自治会・町会も含めて、連携・協働の一つのセクターとして位置づいていくために、組織や活動・事業を見直す自己努力が必要です。

(1) 組織の民主性と公開性

区民活動団体は、特定非営利活動法人（NPO 法人）格や公益法人格などを持ったところもありますが、多くが任意団体です。他セクターとの連携・協働を行うためには、組織としての定款や会則を持ち、運営方法と責任が明確でなければなりません。また、それが民主的なルールに則っていること、公開性を持っていることが重要になります。

(2) 目的と社会的使命の確認

区民活動団体には、それぞれ目的と社会的使命があるはずですが、それをもう一度確認しましょう。連携・協働の一つのセクターとなるためには、目的と社会的使命のなかに社会貢献性や公共性がしっかりと位置づけられていること、構成員が常にそれを意識して実現に努めることが重要です。そのことは、社会に対する責任であるとともに、団体の活性化にもつながります。

(3) 活動・事業の展開とビジョン

区や企業などの他セクターからは、区民活動団体の活動や事業は、計画性、実行性、持続性において不安があると見られがちです。活動・事業の展開の方向性や、自分たちがこうなっていきたいというビジョンを持って取り組むことが大切です。

6 企業は社会貢献活動の位置づけをしよう

企業の社会貢献は、主として「良質な商品の提供や従業員の生活水準の向上、利益を出し、税金を納めること」であると言われてきました。しかしながら、近年、社会環境の変化、消費者意識の高度化・多様化に伴い、企業の価値や存在意義そのものが変化してきました。企業は自社の方針やフィロソフィー（哲学）をベースに、フィランソロピー（社会貢献）やメセナ（文化支援）活動を通して、企業に関わる全ての人とコミュニケーションを図り、広く社会の利益につながる活動を目指すようになってきました。

(1) 企業利益と社会貢献活動

「企業の社会貢献活動は直接的な利益にはつながらないが、企業の存続やリスクの回避、市場の良質化といった長期的な視点から捉えると利益になる」と考えられます。社会貢献活動を通して培われた好ましいイメージは、企業に対する親近感、信頼感、社風や社員の誇りの向上などにもつながり、長期的には幅広い利益をもたらします。また、共生社会や地域の一員として、利益に関係なく社会貢献することが企業姿勢として重要です。

(2) 連携・協働をベースにした社会貢献プログラム事例

近年、企業は、社会貢献活動において、特定非営利活動法人（NPO 法人）やボランティア団体を重要なパートナーとして、社会貢献プログラムを推進する傾向が強くなってきています。例えば、

- ・人材育成や起業プログラム（奨学金制度）の推進（NPO 起業支援）
- ・地域イベントの開催

- ・バリアフリー製品などの開発（地域企業の事業開拓）
- ・基金の設置（社員の給与天引きによる NPO やボランティア団体への寄付）

など、企業はますます、環境や教育、福祉、医療、文化・芸術などの分野で社会的な課題解決に向けて活動する団体と、協働で社会貢献活動を推進していく傾向にあります。

7 大田区らしい連携・協働

公共課題を担う三つのセクターの連携・協働を推進するにあたっては、大田区が持つ特色を踏まえ、大田区らしい連携・協働の姿を目指すようにします。

(1) 自治会・町会にとっての連携・協働

バブル崩壊後、いわゆる「新住民」であるマンション住民が、定住化していく傾向にあります。このようななかで、新しい住民層が改めて自らの周辺環境を見直したとき、「子どもの生活環境や教育」「災害への対策」「現在地で迎える老後」など、切実な問題が地域コミュニティとの関係のなかで成り立っていることに気づき始めています。そして、自治会・町会等の地域コミュニティ組織を改めて見直し、期待をかける状況に至っています。

一方、自治会・町会としても、自治意識をさらに高める意識改革、役員の高齢化の克服、独自事業の維持といった課題を抱えています。そのような状況は、運営方法の見直しを図りながら、新しい住民層を取り込んで打開することが必要です。実際、新しい住民層に参加を呼びかけ、ともに地域づくりを実現しているところもあります。新旧の住民層が連携していく素地が生まれているのです。

そのようななかで、NPO 型の区民活動団体は、新しい住民層と自治会・町会を結ぶ架け橋になる可能性があります。また、NPO にとっても、自治会・町会と連携・協働を行うことは、活動の目的を達成するのに貢献します。推進エンジンや区は、NPO と自治会・町会を結びつけるコーディネート機能を発揮する必要があります。

自治会・町会は、新しい住民層を取り込み、NPO との連携・協働を深めながら、区や他の行政機関との関係を見直す必要があります。区は、複合的に依頼している調査や事業、資料配布・回覧等の仕事を縮小し、過重負担を解消すべきです。また、行政関係団体に対する様々な分担金負担についても見直さなくてはなりません。

自治会・町会は、地域内の中小企業とは一定の共存が成立しています。戦後、職住一体により地域内で事業を行ってきた中小企業にとって、地域コミュニティと協調することは自然な形でした。一方、地域内の大企業とは、無関係であるか、関係が成り立つとしても、諸行事の祝金や協賛金を受けるだけの関係になりがちでした。自治会・町会は、多くの企業との関係を進化させ、「企業市民」として地域に貢献していけるように、地域の災害対策、環境改善や青少年育成などの諸課題を示し、企業の協力を得ながら地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 地元産業にとっての連携・協働

大田区は、京浜工業地帯の一角を占め、主に精密機械工業の技術・技能を集積した中小企業群を有していることが特徴です。しかし、世界に誇る技術・技能を有する町工場も、経営や技

能の後継者難に直面しており、一時は9000社あったのが6000社を切るまでに至っています。金型や部品の製作に専念して直接販売する市場を持たなかったり、メーカーからの厳しい要求に応える下請けの地位にあったり、資金繰りに腐心するのに精一杯であったりするところに、不況と国際競争が追い討ちをかけているためです。そのような状況の打開策の一つとして、区民活動団体との連携・協働が考えられます。例えば、福祉分野の団体が持つ利用者ニーズの情報をもとに福祉器具の開発につなげる、教育分野の団体の仲介で子どもが「ものづくり」体験することが後継者養成のきっかけになる、といったことです。

一方、大田区の商業は、コンビニや大規模店舗の進出で個人商店や商店街が厳しい状況にあります。これに対しても、区民活動団体との連携・協働による打開が考えられます。例えば、高齢社会に対応したサービス展開として、顔なじみの個人商店の親身なサービス、FAX 宅配、御用聞きなどの手法を取り入れた仕組みを、区民活動団体が開発することなどです。また、地域コミュニティを基盤に福祉サービスと一体となった地域通貨を導入する、環境分野の団体が商店街と生産者や消費者を独自にコーディネートするといった展開も可能です。

また、新設のコンピュータソフト会社が、大田区で事業展開を始めています。区民活動団体がこれらの企業と連携・協働し、地域コミュニティのネットワークづくりのための製品やシステム開発を進めることも、大きな可能性のあるところです。

さらには、臨海部の港湾施設、倉庫群、羽田空港、大田市場などの産業基盤が大田区には揃っています。まちづくり、環境、教育などの分野で活躍する区民活動団体との連携・協働による、起業、研究、学習など様々な可能性が秘められています。

8 「(仮称)連携・協働推進条例」の制定

大田区を構成する区民、区(議会、行政)、区民活動団体、企業などの全体が、公共課題を担う三つのセクターの連携・協働や区民活動団体の育成・発展を共通の価値として認識し、推進する意思を持つことが、豊かな大田区をつくっていきます。よって、「(仮称)連携・協働推進条例」を制定するものとします。推進エンジンの設置も、その条例で位置づけることにします。